

報 道 資 料

令和 6 年 9 月 3 日
総務部法務文書課公益法人係
担当：石河、上垣内
0742-27-8329（直通）
又は内線 60574、60584

公益社団法人榎原経済倶楽部に対する再勧告について

公益社団法人榎原経済倶楽部において、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号。以下「公益法人認定法」という。）における「役員^(注)の 3 分の 1 規定」に違反していたことに関し、令和 5 年 5 月 30 日付けで、行政庁（奈良県知事）から同法人に対し、公益法人認定法第 28 条第 1 項の規定による勧告を行いました（前回勧告）。

しかしながら、同法人においては、前回勧告に対する措置について下記 2 に記載のとおり問題点があり、なお公益法人認定法第 29 条第 2 項第 3 号に該当すると疑うに足る相当な理由が認められることから、再度、行政庁（奈良県知事）から同法人に対し、同法第 28 条第 1 項の規定による勧告を行いましたので、公表します（今回勧告）。

この勧告は、奈良県公益認定等審議会から行政庁（奈良県知事）に対して行われた公益法人認定法第 54 条において読み替えて準用する公益法人認定法第 46 条第 1 項の規定による勧告に基づき行政庁（奈良県知事）が実施

1. 前回勧告の概要

(1) 勧告において求める措置

①責任の所在の明確化及び責任者に対する適切な措置を含め、**原因究明及び再発防止策の策定**

※外部の有識者で構成される第三者委員会を設置し、再調査の上、当該委員会の意見を踏まえて行うこと。

②**ガバナンスの確保**

- ・役員^(注)の職務権限規程の整備など、業務執行における意思決定プロセスの明確化
- ・コンプライアンス研修の実施など、役職員における法令遵守の徹底
- ・事務局の事務執行を適正に監督できる体制の構築

(2) 県への報告

上記 (1) について必要な措置を講じた上で、報告すること。

2. 前回勧告に係る法人による措置の主な問題点（再勧告の趣旨）

(1) 前回勧告の趣旨を全く理解していないこと。

①「**役員^(注)の 3 分の 1 規定**」違反に関与していた**公益認定当時の会長を法人のコンプライアンス委員会の委員長に就任**させ、当該委員会で今回事案の問題の検証や前回勧告の措置内容の検討を実施

②「役員³の3分の1規定」違反の状態が長期間継続したのは、法人の事務局長が立入検査時や役員変更届の提出に当たり事実⁴に反することが容易に知りうる文書の報告等を行っていたために違反の発覚が妨げられたことが原因であるにもかかわらず、立入検査の実施方法が不十分であったと県にその責任を転嫁

③事務局を適正に監督できる体制の構築策として、上記②の対応を行っていた事務局長を専務理事等に就任させることを議論

(2) 措置の検討過程の公平性・公正性に疑念

上記(1)①のとおり

(3) 適正なガバナンス確保とは言い難い不十分な措置内容

①法定機関でない正副会長会議への権限の集中により、法定機関である理事会の権限形骸化のおそれ

②不適正な行為を行っていた事務局に対する監視監督措置が不適切

③監事について、監事機能の適正化の措置が不十分で適正に機能しないおそれ

④役員に対するコンプライアンス研修が未実施

3. 今回勧告の概要

(1) 今回事案についての社員への説明責任の遂行

(2) ガバナンス関係

- ・ 理事会による責任ある法人運営の確立
- ・ 監事機能の適正化

(3) コンプライアンス関係

- ・ 全役員（理事及び監事）に対する コンプライアンス研修及び職務内容研修の実施

(4) 講ずべき措置の検討体制関係

- ・ 講ずべき措置の公平性及び公正性を確保するため、今回事案に関係した当時の正副会長及び事務局長を措置の検討に参画させないこと。

(5) 県への報告

上記(1)～(4)について必要な措置を講じた上で、報告すること。

資料1：公益社団法人橿原経済倶楽部の役員³の3分の1規定違反及び再勧告の概要

資料2：知事から公益社団法人橿原経済倶楽部あて勧告書（今回勧告）

資料3：奈良県公益認定等審議会から知事あて勧告書（今回勧告）

資料4：知事から公益社団法人橿原経済倶楽部あて勧告書（前回勧告）

資料5：公益法人の監督措置に係る手続の流れ

(注)「役員³の3分の1規定」とは

公益法人認定法第5条第11号において、公益法人は、他の同一の団体（公益法人を除く。）の役員である理事の合計数が理事の総数の3分の1を超えないものであることが求められています（監事についても同様）。